

福津市郷づくり基本構想

郷づくりの将来像

人と地域の絆をつくる 郷づくり

平成 30 年 3 月

(令和 7 年＊月改定)

福津市

目次

1. はじめに	- 1 -
(1) 基本構想策定の背景	- 1 -
(2) 基本構想の目的	- 1 -
(3) 基本構想の期間等	- 1 -
2. 福津市の郷づくりを取り巻く現状と課題	- 2 -
(1) 郷づくりを取り巻く現状と動向	- 2 -
(2) 本市の郷づくりの状況（これまでの実績）	- 4 -
(3) 郷づくりの評価…アンケート調査結果及びヒアリング調査結果より	- 9 -
(4) 郷づくりの今後の課題	- 14 -
(5) 郷づくりの再定義	- 15 -
3. 郷づくりの将来像と目標	18
(1) 郷づくりの将来像	18
(2) 郷づくりのキャッチフレーズ	18
(3) 郷づくりの目標	19
4. 将来像を実現するために取り組む施策	20
(1) 市民参加に関する目標	20
目標1－1. 誰もが郷づくりを知っていること	20
目標1－2. 誰もが気軽にいきいきと参加していること	22
(2) 活動内容に関する目標	23
目標2－1. 地域の知恵と力が生かされていること	23
目標2－2. 全地域共通の課題解決につながっていること	25
目標2－3. 地域特有の課題解決につながっていること	26
(3) 運営体制に関する目標	28
目標3－1. 自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること	28
目標3－2. 次世代へつないでいけること	30
目標3－3. 関係団体等との柔軟な連携がとれること	32
5. 郷づくり計画の策定の考え方	33
(1) 郷づくり計画策定の目的	33
(2) 計画の構成	33
(3) 検討体制	35
参考資料	36
(1) 郷づくり基本構想検討の経緯	36
(2) 郷づくり基本構想「策定会議」会員名簿	37

1. はじめに

(1) 基本構想策定の背景

1) 地域づくり計画策定当初の状況

- ・第1次福津市総合計画（計画期間：平成19年度～28年度）の策定に合わせて、平成17～18年度に「市民会議」を主体にして概ね小学校区単位の8地域（以下、「郷づくり地域」という。）ごとに地域づくり計画を策定した。
- ・総合計画では、将来像実現のための前提条件として地域自治の実現を掲げ、地域づくり（郷づくり）を推進していくことを明記している。また、総合計画の7つの分野別目標像の第一番目を「みんなの力で地域自治をすすめるまち」とし、地域自治の仕組みをつくり、地域づくり（郷づくり）を進める基本方針を示している。
- ・平成19年度以降、地域自治を進める体制として、8つの郷づくり推進協議会（以下、「協議会」という。）が主体となり、地域づくり計画の実現のために郷づくり推進事業に取り組んでいる。

2) 郷づくり基本構想策定後の状況

- ・市は、まちづくり計画として、令和元年9月に第2次福津市総合計画にあたる「まちづくり基本構想」を策定した。
- ・この中で、7つのテーマ別目標像の1つに「地域自治」を位置づけ、「人がつながり活躍する共助と共働のまち」を掲げ取り組みをすすめた。
- ・また、地域自治を進める上での施策を示す分野別計画として「郷づくり基本構想」を位置づけた。
- ・市のまちづくり計画が確立された一方で、未だ「担い手不足」「負担感の増大」「郷づくりの浸透度不足」等が課題となっている状況がある。
- ・令和4年度に実施した協議会及び地域担当職員へのアンケート調査結果、令和6年3月22日福津市共働推進会議からの答申をもとに郷づくりの成果や課題を整理し、今後の郷づくりの方針を整えていく必要がある。

(2) 基本構想の目的

- ・これまでの取り組みの評価・検証結果を反映し、協議会や自治会の位置づけや役割を明確にし、ながら、市が期待する郷づくり地域の役割や支援方針等を体系的にまとめ、今後の郷づくりの指針となる「郷づくり基本構想」を策定し、地域住民が主体となった持続性のある郷づくりとすることを目指す。

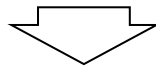
(3) 基本構想の期間等

- ・基本構想の期間は、まちづくり基本構想の計画期間の翌年（2031年（令和13年））までとする。
- ・基本構想の内容は必要に応じて検討し、その結果に基づき見直し等を実施するものとする。

2. 福津市の郷づくりを取り巻く現状と課題

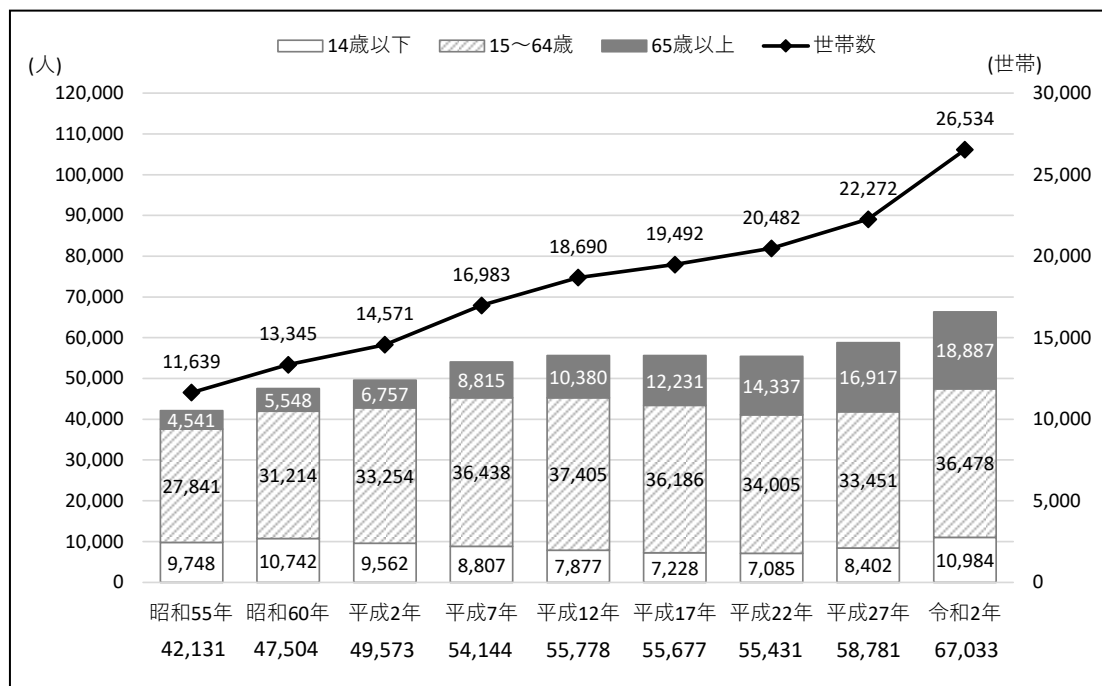
(1) 郷づくりを取り巻く現状と動向

- ・高齢化の進行に伴い、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が増加し、地域活動への参加自体が難しい世帯が増加している。また、時間的な余裕がない共働き世帯の増加に加え、価値観の多様化や都市化の進展などに伴い、以前よりも地域活動への関心が薄れてきている。こうした状況の中、地域社会においては、地域活動の担い手の不足や高齢化、固定化が問題になっている。また、それにより地域コミュニティの活力の低下が懸念される。
- ・大規模な自然災害の発生、集中豪雨の増加など新たなリスクが顕在化している。
- ・過去の災害（阪神淡路大震災、東日本大震災等）においては、安否確認や避難所の設置運営などの応急対応、復旧・復興に地域コミュニティが大きな役割を果たしている。
- ・平常時においても、地域コミュニティによる高齢者や子どもの見守り、支え合いが期待される。
- ・地域によって事情や抱える課題が異なることから、将来にわたって住みよい地域を維持するためには、地域コミュニティと行政が共働する郷づくりの仕組みが欠かせない。



- ◆地域住民が主体となった活動は今後も重要性が増すと考えられるため、引き続き「郷づくり」は必要である。
- ◆自治会や郷づくりなどのまちづくり活動への関心を高め、参加者を増やすために「活動の意義や内容をもっと知ってもらう」ことが重要である。

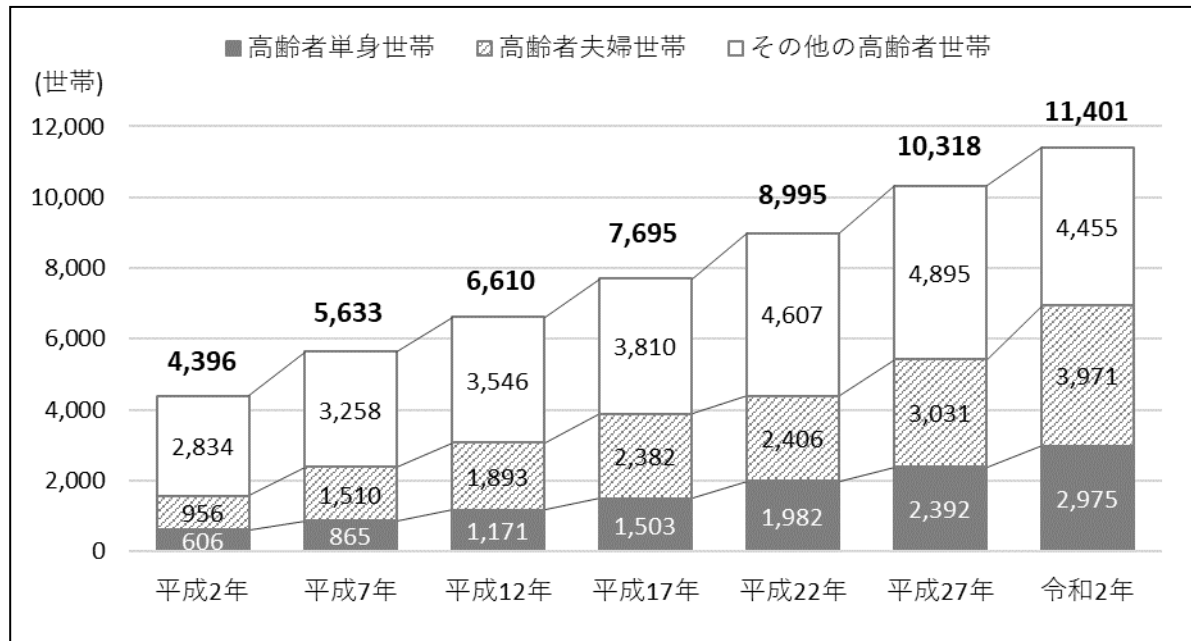
■本市の人口及び世帯数の推移



出典：国勢調査

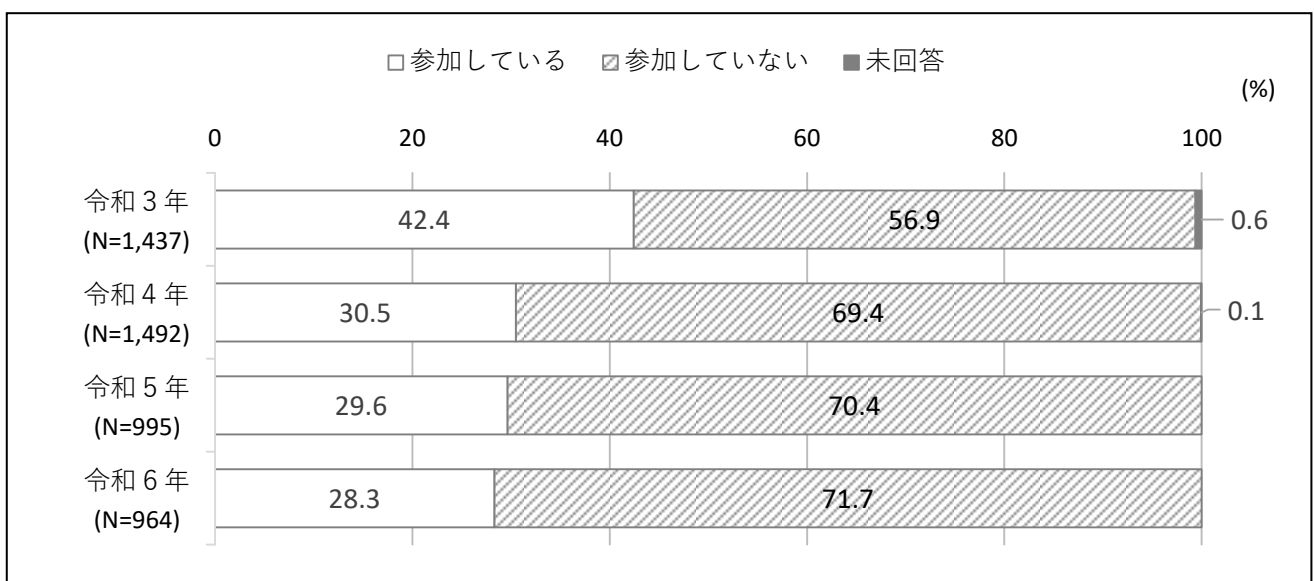
■本市の高齢者のいる世帯の状況

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者のいる世帯	4,396	5,633	6,610	7,695	8,995	10,318	11,401
高齢者単身世帯	606	865	1,171	1,503	1,982	2,392	2,975
高齢者夫婦世帯	956	1,510	1,893	2,382	2,406	3,031	3,971
その他の高齢者世帯	2,834	3,258	3,546	3,810	4,607	4,895	4,455
総世帯数	14,540	16,890	18,589	19,434	20,449	22,213	26,469
高齢者のいる割合	30.2%	33.4%	35.6%	39.6%	44.0%	46.5%	43.1%



出典：国勢調査

■地域活動や市民活動自治会や郷づくりなどのまちづくり活動への参加状況



出典：福津市市民意識調査 結果報告書

(2) 本市の郷づくりの状況（これまでの実績）

1) 地域づくり計画

- ・地域づくり計画は、郷づくり地域ごとに将来像や課題を明記した郷づくりの羅針盤で、平成 17～18 年度に策定した。
- ・「市民会議」を郷づくり地域ごとに組織し、4 つの必須テーマ（福祉・子育て支援・防犯防災・環境景観）で、郷づくり地域で取り組むこと、市と共働で取り組むこと、市で取り組むことを検討した。
- ・策定メンバーは、自治会長やその推薦、呼びかけで集まった地域住民、公募市民、事業所等、公募市職員であった。

2) 郷づくり計画

- ・郷づくり基本構想に基づき、地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する郷づくりの行動計画として、郷づくり計画を策定した。
- ・「郷づくり計画」では、郷づくり地域の現状や課題等を整理し、その課題解決のため、将来像や今後取り組むべき活動を掲げている。
- ・計画期間は、まちづくり基本構想の目標年である。

3) 郷づくり

- ・郷づくりとは、「市民が主役の地域自治活動」と定義し、事業を展開している。
- ・地域住民や地域で活動する団体同士が「自分たちの地域は、自分たちの手で」という意識をもって互いに協力、連携し、地域の課題を解決する取り組みや個性的で魅力ある地域にする事業に取り組む地域自治の活動として取り組んできた。

<協議会の位置づけ>

- ・地域内の意見や問題を幅広く収集し、地域の意見をまとめ、身近な生活課題を解決しながら、地域住民の連帯感を醸成し、住みやすい魅力ある地域の実現に向けて主体的に行動する郷づくり地域を代表する住民自治組織
- ・自治会（区）活動を補完する組織

<協議会の組織・構成>

- ・郷づくり地域内の自治会（区）をはじめ、各種団体や事業者、地域住民のボランティア等で構成する市民主体の自主的な組織

<郷づくり推進事業>

- ・基礎事業として、自治会が行う自治活動推進事業、防犯灯管理事業のほか、協議会の協議会運営業務を対象
- ・自主事業として、自治会や協議会の高齢社会対応事業、自主防災力向上事業、青少年育成事業、環境・防犯・交流事業、広報配布業務を対象

＜地域予算制度（郷づくり推進事業交付金交付要綱）＞

- ・平成 25 年度まで自治会には「自治会交付金」、協議会には「郷づくり推進事業交付金」を交付していたが、平成 26 年度から交付金を一本化して、要綱に定めた算定基準に基づいて交付
- ・市は協議会に交付金を一括して交付し、協議会が自治会（区）と協議のうえ、郷づくり地域内で事業内容や予算配分を決定

4) 自治会

- ・自治会とは地縁により形成された住民自治組織で、原則、行政区を単位として 1 団体ずつ市が認めたものである。
- ・一定の区域に住む人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈りや月に 1 回の分別（ごみ）ステーションの設置管理、防犯のためのパトロール、防犯灯の維持管理など、自分たちの区域を住みよいまちにしていこうための自主的な活動を行っている。

＜自治会の活動内容＞

- ・ **回覧、各種団体との連絡**
- ・ 親睦活動
- ・ 防犯活動
- ・ 自主防災活動
- ・ 支え合いの活動
- ・ 区域の改善要望書のとりまとめ
- ・ 美化活動
- ・ 郷づくり地域内での郷づくりの推進

5) 各種団体

- ・ 郷づくりの推進のため、活動情報の共有や連携が必要と考えられる各種団体のことで、地域課題に対応する活動を組織的、継続的に行っている。**主に、市と共働のまちづくりをすすめる団体、市や関係機関からの支援を受けて活動する団体をいう。**

【主な各種団体の例】

福津市民生委員・児童委員協議会
福津市子ども会育成会連合会
福津市青少年指導員会
福津市シニアクラブ連合会
アンビシャス広場づくり実行委員会
~~小地域福祉会・介護予防サロン~~
小・中学校 P T A
みまもり隊
消防団

6) 郷づくりの成果

- ・地域住民や地域で活動する団体同士がお互いに協力・連携して、自分たちの地域にあった主体的な運営を進める中で、地域と市が手を取り合い、市民や各種団体、企業などとの共働も取り入れながら地域自治の実現を目指してきた。
- ・その中で、8つの郷づくり地域が協議会を中心に、個性的で魅力ある取り組みを実践したり、地域の課題解決につながる様々な活動を行った。

令和6年度 郷づくり推進協議会活動事例集

勝浦



■勝浦PRカレンダー

「誰もが知っている郷づくり」を実践するため、令和4年度から「勝浦PRカレンダー」を制作。

写真は地域内外に呼びかけて選定し、カレンダーは勝浦地域全世帯や事業所、小学校の児童・教職員などに配布。

カレンダー下部に「勝浦地域郷づくり推進協議会」の文字が印字されており、地域の自然風景やイベント写真とともに「郷づくり」という文字に触れる機会ができています。

津屋崎

■小さな灯り展

冬の津屋崎のまちに温かな「あかり」を灯し、人々が集い、大切な人との楽しいひとときを過ごしてもらいたいという思いから始まった灯り展。

共催する津屋崎郷づくりでは、竹のスタードームをはじめ、あったかうどんやゲームコーナーを開設。

「無理なく・楽しく・皆でつくる」を大切に活動の輪の広がりを願っている。



宮司



■語ろう会

昨今、自治会加入率が下がる中、地域の皆さんが楽しく関わられるような仕組みを検討する中で、地域の皆さんがふれあい、楽しく地域のことを考える場として生まれた「語ろう会」。

参加者お一人お一人が主人公になって、共に宮司地域の未来を考えることができた。

語ろう会を通して、緩やかに地域活動に関わってくださる方の発掘にも繋がればと考えている。

■海岸松林ウォークinふくま

「後世に繋ごう白砂清松」をスローガンに、多くの皆さんに松林の素晴らしさ、保全活動の大切さを体感してもらおうと始まった「海岸松林ウォークinふくま」。

今では、郷づくりのメイン事業として定着し、JRウォーキング、福間小学校の遠足コースになる等、松林を利用したイベントとつながった。

今後さらに“活動の輪”を拡げ、市の自然遺産を後世に残していきたい。

福間



神興



■神興KIZUNAランチ

神興地域では高齢化が進む一方で、少子化も進み、子どもを取り巻く環境が変化した。

そんな中、小学校・幼稚園・保育園などが一緒になって「みんなでランチを食べよう」と地域に呼びかけ、地域の子どもたち、保護者と一緒にランチを食べるというイベントを開催。

活動に共感した多くのボランティアの方に参加していただいた。

誰もが気軽に集まり、温かいご飯を食べながら自然につながりが生まれた。

神興東

■第1回神東ソフトボール大会

「どうしたら現役世代と交流できるか」と頭を悩ませていた時、地域の若い人たちから「ソフトボールの試合がしたい」とのつぶやきの声が聞こえたことがきっかけでこの事業が始まった。

当日は、白熱した試合に笑いや賞賛の声飛び交い、元気で楽しいイベントになった。

この大会が、郷づくりの若返りと今後の人材
発掘につながるのではないかと期待している。



上西鄉



■上西郷スケッチコンクール

「上西郷地域の素晴らしさを見つけよう！ふるさとの魅力再発見!!」のキャッチフレーズで、上西郷小学校の児童が参加するスケッチコンクールを開催。

120 を超える素晴らしい作品の応募があり、入選作品を選んで表彰。交流センターで作品展を開催したことで多くのご家族が来場してくれた。

郷土愛を育み、家族や友人が住む上西郷をもっと好きになってほしい。

福間南

■ウォーキングチャレンジシップ

コロナが猛威を振るっていた時期に、外での活動が限られて健康維持が叶いにくかったことから始まった「ウォーキングチャレンジシップ」。

取り組みの狙いは、健康づくりのほか、地域への愛着や郷づくりへの理解を深めることだ。

ウォーキングの効果を実感し、生活の一部として続けている参加者もあり、さらなる活動の充実を目指している。



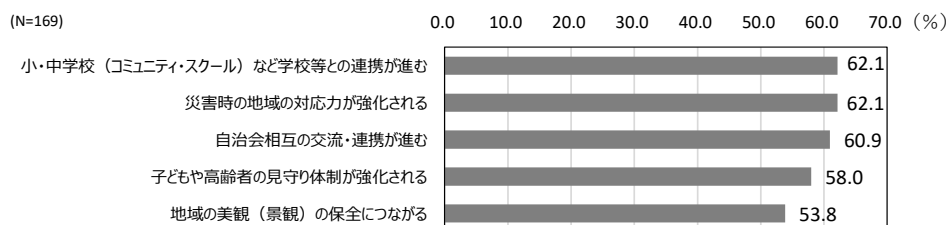
(3) 郷づくりの評価…アンケート調査結果及びヒアリング調査結果より

- ・令和 3 年度に協議会役員を対象としたアンケート調査及び協議会役員を対象としたヒアリング調査を実施し、郷づくり事業に対する意識や意向の現状を把握した。また、平成 27 年度に同様の内容で調査した調査結果との経年比較を行い、郷づくりを取り巻く状況や課題の経過を把握した。なお、一部の調査結果については、平成 27 年度の調査から質問項目が変更されたため、比較は行っていない。

1) 郷づくりの現状

①郷づくり事業に取り組むことで良くなると思うこと

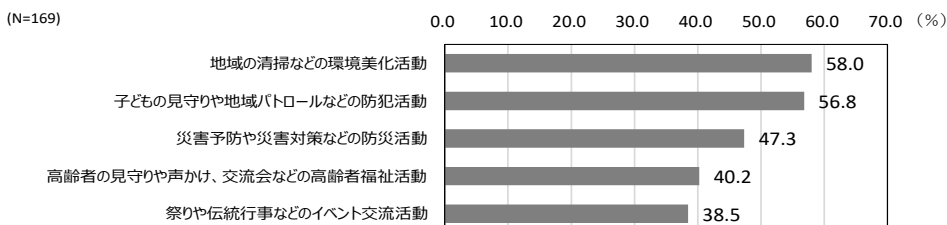
- ・令和 3 年度の調査では、「小・中学校（コミュニティ・スクール）など学校等との連携が進む」と「災害時の地域の対応力が強化される」が最も多く、次いで「自治会相互の交流・連携が進む」「子どもや高齢者の見守り体制が強化される」が多い。



※13 の回答のうち、上位 5 つまで

②取り組んで良かったと思う活動

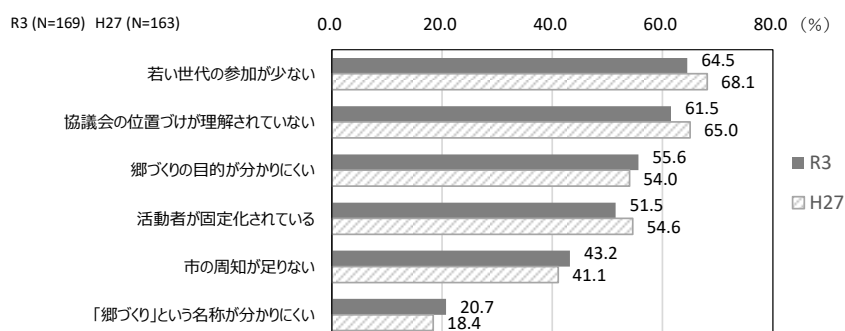
- ・令和 3 年度の調査では、「地域の清掃などの環境美化活動」が最も多く、次いで「子どもの見守りや地域パトロールなどの防犯活動」、「災害予防や災害対策などの防災活動」が多い。



※12 の回答のうち、上位 5 つまで

③郷づくりが浸透していないと思われる理由

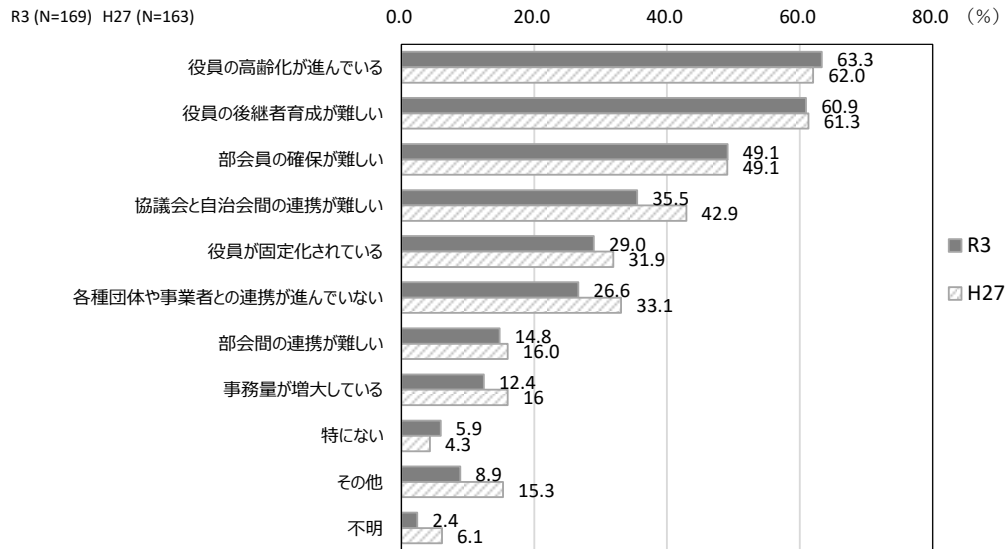
- ・令和 3 年度の調査では、「若い世代の参加が少ない」が最も多く、次いで「協議会の位置づけが理解されていない」、「郷づくりの目的が分かりにくい」が多い。
- ・平成 27 年度と比較すると、「郷づくりの目的が分かりにくい」が 1.6%、『「郷づくり」という名称が分かりにくい』が 2.3%増加している。



※11 の回答のうち、上位 6 つまで

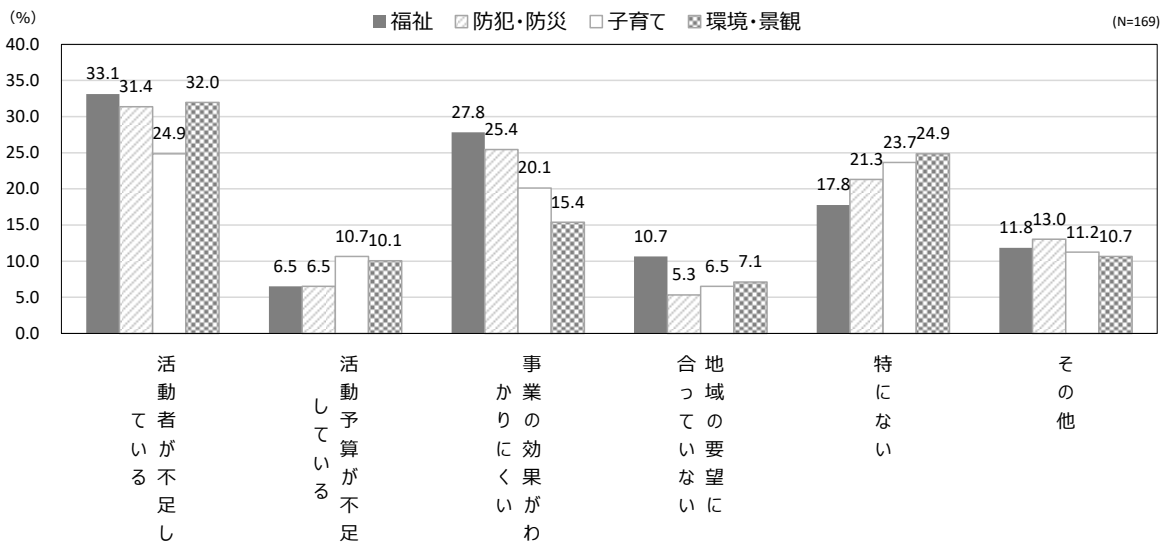
④現状の組織づくりや体制づくりの問題（課題）

- ・令和３年度の調査では、「役員の高齢化が進んでいる」が最も多く、次いで「役員の後継者育成が難しい」、「部会員の確保が難しい」が多い。平成２７年度と比較すると、上位４つは同じ項目であった。
- ・その他意見としては、「郷づくりの役割や目的が浸透していない」、「無償ボランティアでは人は集まらない」、「事業内容に対する関心度が低い」「若い世代や女性の参加が少ない」といった意見が挙がっている。



⑤課題を抱えている分野

- ・令和３年度の調査では、全分野で「活動者が不足している」が最も多く、次いで「事業の効果が分かりにくい」が多い。
- ・その他意見としては、「事業が理解されていない」「活動が固定化している」といった意見が挙がっている。

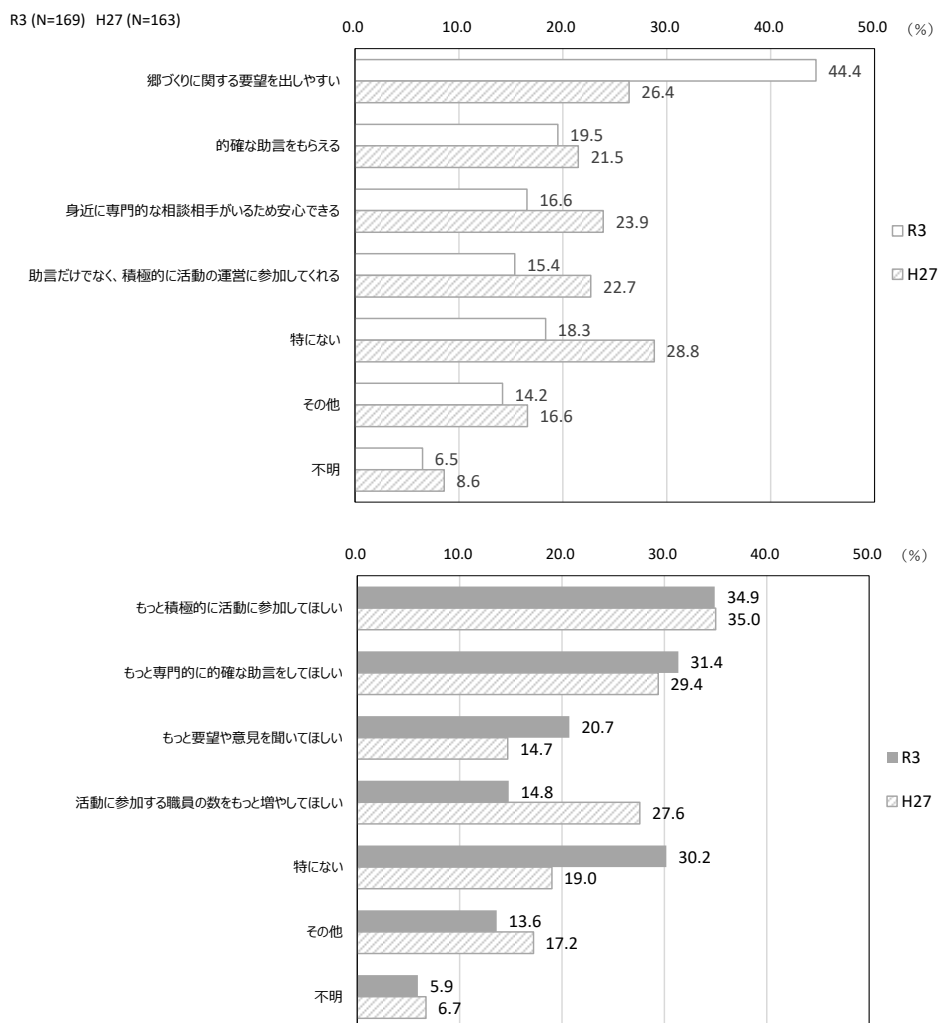


2) 市の役割について

①地域担当職員に対する評価

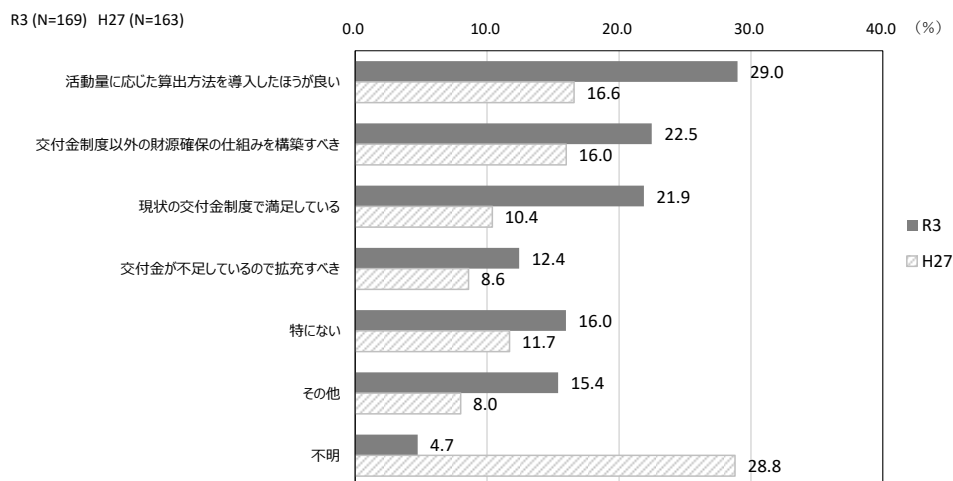
- 令和 3 年度の調査では、「やや満足している」が最も多く、次いで「やや不満がある」が多い。平成 27 年度と比較すると、「満足している」「やや満足している」と回答した人の割合が、令和 3 年度では 3.8%増加している。
- 地域担当職員の良い点については、令和 3 年度の調査でも「郷づくりに関する要望を出しやすい」が最も多かったが、平成 27 年度と比較すると、回答した人の割合が 18%増加している。次いで、「的確な助言をもらえる」「身近に専門的な相談相手がいるため安心できる」が多くなっている。
- 地域担当職員の改善すべき点については、平成 27 年度と比較すると、上位 2 つは同じ項目であったが、令和 3 年度では、「もっと要望や意見を聞いてほしい」が 3 番目に高く、回答した人の割合も 6%増加している。一方で、「活動に参加する職員の数をもっと増やしてほしい」と回答した人の割合は、12.8%減少している。
- その他意見としては、「地域担当職員との交流が少ない」「もっと積極的に活動に参加してほしい」「郷づくりの会議で出された意見が、その後どうなっているのか分からない」といった意見が挙げられている。

上段：地域担当職員の良い点 下段：地域担当職員の改善すべき点



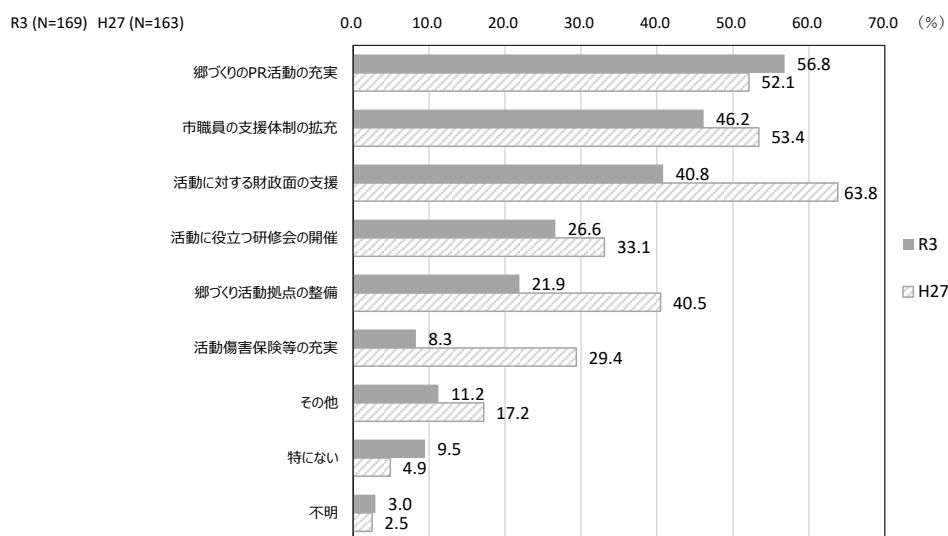
②交付金制度について

- 令和 3 年度の調査では、「活動量に応じた算出方法を導入したほうが良い」が最も多く、次いで「交付金制度以外の財源確保の仕組みを構築すべき」「現状の交付金制度で満足している」が多い。
- 平成 27 年度と比較すると、上位 4 項目の回答割合が増加しているが、特に「活動量に応じた算出方法を導入したほうが良い」と回答した人の割合が 12.4%増加している。一方で、「現状の交付金制度で満足している」と回答した人の割合も 11.5%増加している。



3) 今後の重要な支援

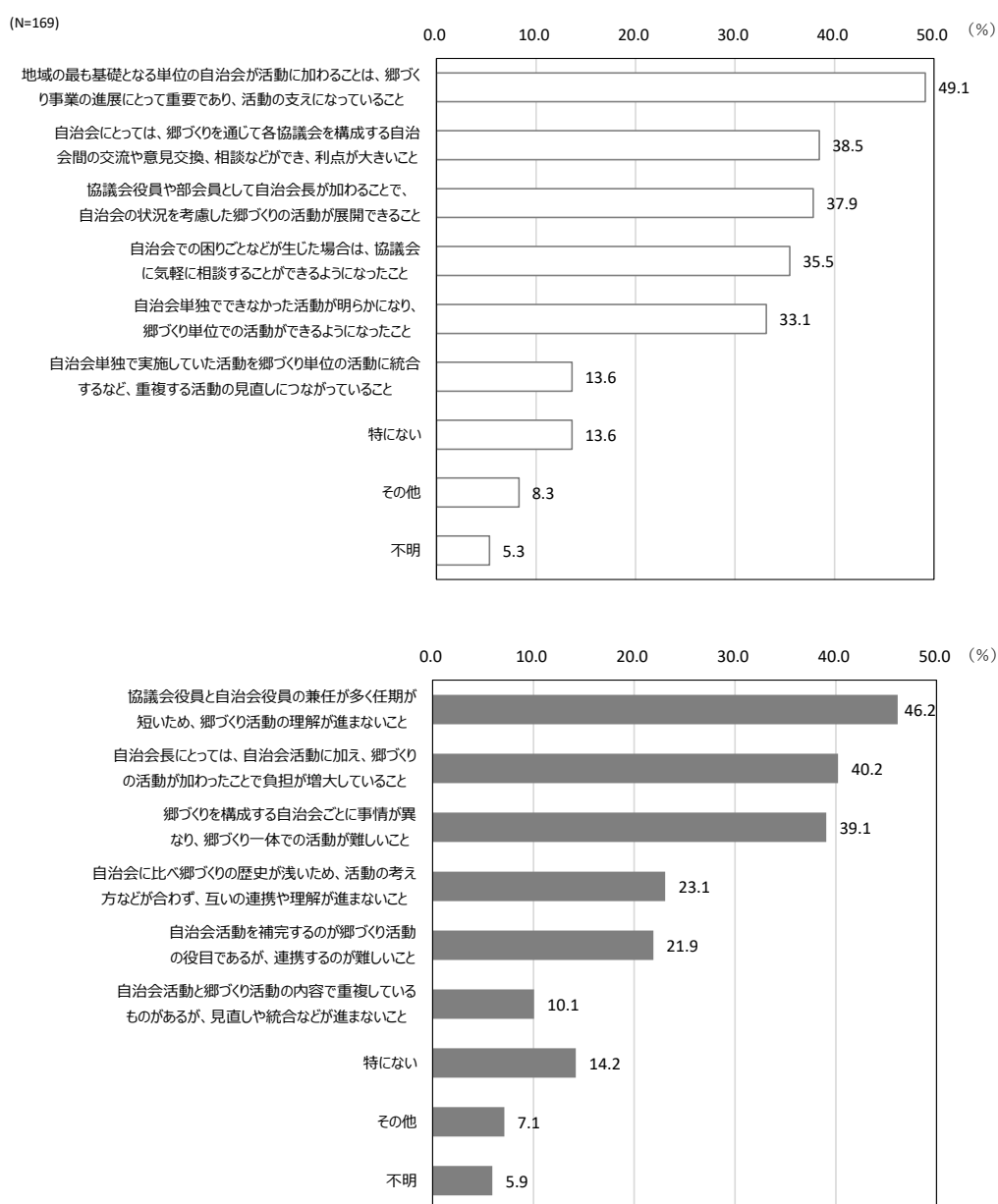
- 令和 3 年度の調査では、「郷づくりの PR 活動の充実」が最も多く、次いで「市職員の支援体制の拡充」、「活動に対する財政面の支援」が多い。
- 平成 27 年度と比較すると、「郷づくりの PR 活動の充実」と回答した人の割合が 4.7%増加している。一方で、「市職員の支援体制の拡充」と回答した人の割合が 7.2%、「活動に対する財政面の支援」と回答した人の割合が 23%減少している。



4) 自治会について

- ・令和 3 年度の調査では、協議会の構成団体として、自治会が郷づくりに関わることで良くなっている点については、「郷づくり事業の進展にとって重要であり、活動の支えになっていること」が最も多く、次いで「自治会にとっては、自治会間の交流や意見交換、相談などができ、利点が多いこと」、「自治会の状況を考慮した郷づくりの活動が展開できること」が多い。
- ・令和 3 年度の調査では、協議会の構成団体として、自治会が郷づくりに関わることによる問題（課題）点については、「協議会役員と自治会役員の兼任が多く任期が短いため、郷づくり活動の理解が進まないこと」が最も多く、次いで、「自治会長にとっては、負担が増大していること」「自治会ごとに事情が異なり、郷づくり一体での活動が難しいこと」が多い。

上段：自治会が関わることで良くなっている点 下段：自治会が関わることによる課題点



(4) 郷づくりの今後の課題

- ・郷づくりの現状と動向を踏まえ、地域住民が主体となった持続性のある郷づくりとするために今後取り組むべき課題を整理する。

課題① 郷づくりを「市民に認知してもらうこと」が必要

1. 郷づくりの基本理念や目標のわかりやすい設定
2. 活動の意義や魅力の周知手段の多様化
3. 協議会と自治会、市が共通理解のもと連携した周知の促進

課題② 郷づくりを支える「人材確保」が必要

1. 地域住民等の参加の促進
2. 次世代の人材の育成

課題③ 郷づくりの「持続可能な活動の展開」が必要

1. 活動分野と内容の見直し
2. 市からの依頼事項の整理
3. 役割分担による負担の軽減

課題④ 郷づくりの「組織や体制の強化」が必要

1. 役員が円滑に引継ぎできる仕組みの構築
2. 他の地域や各種団体との連携の強化
3. 地域の代表としての位置づけの明確化
4. 郷づくり活動への市職員の積極的な参加の促進
5. 知識や経験が豊富な市民の参画の促進
6. 郷づくり活動の重要な基軸となる自治会の維持
7. 郷づくりに関する理解を深めることができる場の提供

課題⑤ 郷づくりの「支援強化」が必要

1. 専任事務局員の業務内容の見直しや人件費増額など運営体制の強化
2. 郷づくり活動拠点の環境の整備
3. 活動運営資金等の充実

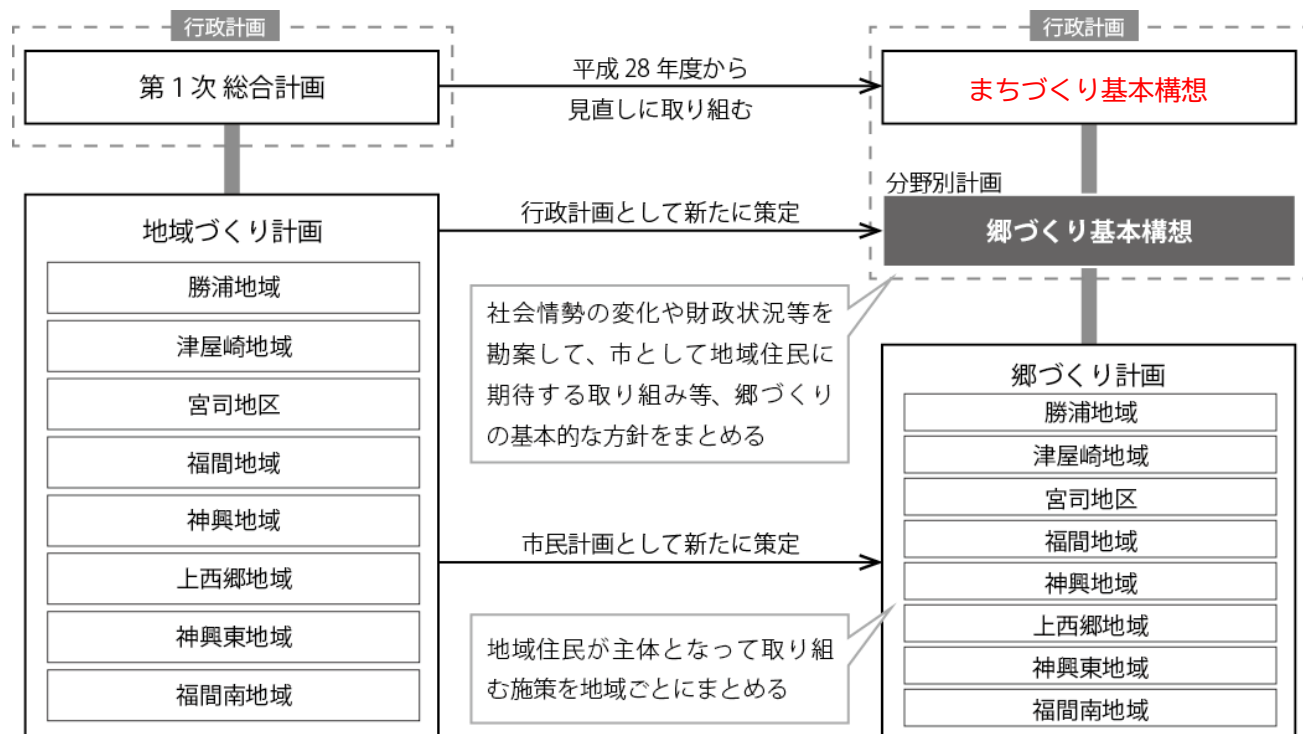
(5) 郷づくりの再定義

1) 郷づくりの定義

- ・「地域づくり計画」の内容は、郷づくり地域が抱える課題などを地域住民が認識し、解決に向けた行動計画をまとめたものであるが、「地域住民が主体となる施策」と「行政が主体となる施策」が混在している計画となっており、地域住民の頑張りだけでは及ばない（達成が困難な）計画となっている。
- ・そのため、地域住民が主体となって取り組むべき活動がわかりやすい計画が必要である。
- ・また、活動者や役員の固定化・高齢化による担い手不足や厳しい財政状況の中、地域住民のニーズに合った実効性のある郷づくりの推進が求められている。



- ◆「地域づくり」のうち地域住民が主体となって取り組む活動を「郷づくり」と再定義し、地域住民が主体となって策定する「郷づくり」の行動計画を「郷づくり計画」とする。
- ◆地域住民が「郷づくり計画」を策定する際の指針とするため、市が「郷づくり」推進の目標や施策等をまとめることが重要となる。



2) 協議会及び自治会の位置づけと役割

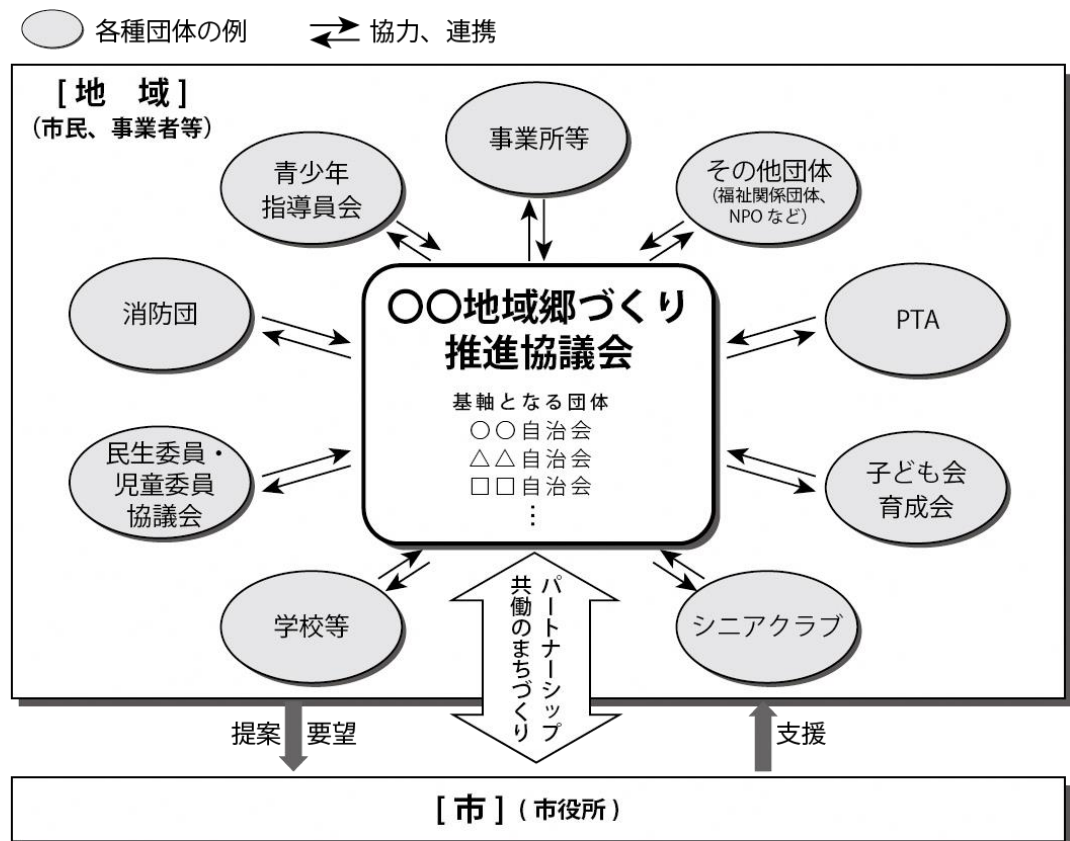
- ・協議会及び自治会の位置づけと役割を整理すると以下のとおりである。

	位置づけ	役割
協議会	自治会を基軸として、各種団体、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織で、「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」第11条第2項の郷づくり推進協議会をいう。	①協議会は、郷づくり地域の代表として市と共働のまちづくりを行うパートナーとなり、地域自治の実現を目指して郷づくりを推進する。 ②協議会は、郷づくり地域内の市民、自治会、各種団体等の意見、要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、身近な生活課題の解決につながる市民公益活動※を行い、住みよい魅力ある地域の実現に努める。 ③協議会は、構成する自治会活動を補完する広域活動のほか、自治会や各種団体同士の交流を促し個々の活動の活性化を図るなど、郷づくり地域内で総合調整機能を発揮するよう努める。 ④協議会は、当該協議会の運営及びその保有する郷づくりに関する情報を広く郷づくり地域内の市民に公開するよう努める。
自治会	地縁により形成された住民自治組織で、「福津市郷づくりの推進に関する規則」第4条の自治会をいう。原則、行政区を単位として1団体ずつ市により認められている。	①自治会は、協議会を構成する基軸団体として、互いの主体性を尊重しながら郷づくりに関する情報の共有を図り、自治会内で郷づくりの情報を発信するなど、郷づくりを推進するよう努める。 ②自治会は、地域住民に一番身近な住民自治組織として、住民同士の親睦、生活環境の維持改善等に努める。

※市民公益活動（参考）

市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの （「福岡市市民公益活動推進条例」より抜粋）

■地域自治を目指す協議会のイメージ



※協議会は、自治会を基軸として、各種団体や市民ボランティア等と協力、連携して地域を運営。
※各地域の実情に応じて、各種団体等の協力、連携体制は異なる。

地域課題は、自治会で取り組むもの、地域で取り組むもの、市と一緒に取り組むものなどがある。

『地域でできることは地域で。地域だけでできないことは市と共働で』

3) 協議会に対する権限と財源の移譲

- ・郷づくり活動を円滑に実施するために必要となる権限と財源を協議会に移譲する。なお、具体的な権限と財源については、次に示す例の他、今後、必要に応じて検討を行っていく。

(権限と財源の例)

	例
権限	・地域の課題解決のために必要な活動を自らの判断で選択し、決定できること ・必要な活動を「郷づくり計画」に位置づけた場合に、具体的な実施内容、他団体との連携など、実現に向けた手法を選択し、決定できること ・拠点施設を主体的に管理運営できること（指定管理者等）
財源	・郷づくり推進事業交付金の見直し ・市事業の委託型交付金の創設 ・事業の提案型交付金の創設

3. 郷づくりの将来像と目標

(1) 郷づくりの将来像

- ・郷づくりを取り巻く現状と課題、協議会の位置づけと役割を踏まえ、今後、郷づくりが目指す将来像（郷づくりを進めることで目指す将来のあるべき姿）を掲げる。

郷づくりの将来像

人と地域の絆をつくる 郷づくり

全ての人（=市民）が生きがいを持って、いきいきと活動できる郷づくりを目指す。

様々な団体・組織と連携しながら市民の手により、地域の課題を地域で解決していくことができる郷づくりを目指す。

人の絆、地域としての絆をそれぞれ深めるとともに、郷づくりを通じて様々な絆をより強くすることで、子どもから高齢者まで全ての市民が支え合いながら安心・安全に暮らすことができる郷づくりを目指す。

(2) 郷づくりのキャッチフレーズ

- ・郷づくりは、「多くの市民が参加して、自ら地域を支えつくっていく」ものであることから、この趣旨が理解されるよう、郷づくりの将来像に合わせてキャッチフレーズを設定する。

郷づくりのキャッチフレーズ

誇れる明日は自分たちの手で

(3) 郷づくりの目標

- ・郷づくりの将来像を実現するために、郷づくりの課題を踏まえ「市民参加」「活動内容」「運営体制」の3つの分類ごとに目標を設定する。

郷づくりの課題	分類	目標
①郷づくりを「市民に認知してもらうこと」が必要 ②郷づくりを支える「人材確保」が必要	「市民参加」に関すること	目標 1-1 誰もが郷づくりを知っていること 目標 1-2 誰もが気軽にいきいきと参加していること 期待される成果 市民への周知、活動への参加者を増やす取り組みにつながる
③郷づくりの「持続可能な活動の展開」が必要 ⑤郷づくりの「支援強化」が必要	「活動内容」に関すること	目標 2-1 地域の知恵と力が生かされていること 目標 2-2 全地域共通の課題解決につながっていること 目標 2-3 地域特有の課題解決につながっていること 期待される成果 無理なく続けられ、郷づくり活動として真に取り組むべき分野・活動内容につながる
④郷づくりの「組織や体制の強化」が必要 ②郷づくりを支える「人材確保」が必要 ⑤郷づくりの「支援強化」が必要	「運営体制」に関すること	目標 3-1 自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること 目標 3-2 次世代へつないでいけること 目標 3-3 関係団体等との柔軟な連携がとれること 期待される成果 ネットワークづくり、人材育成の取り組みにつながる

4. 将来像を実現するために取り組む施策

- ・将来像の実現を目指し、郷づくりの目標を着実に達成するため、目標ごとに「地域に期待すること」及び「市の支援策」を示す。

(1) 市民参加に関する目標

目標1-1. 誰もが郷づくりを知っていること

- ・郷づくり活動を支えるためには、市民が自分の住む地域のことに関心を持ち、地域の問題や課題について、自ら考え、行動を起こすことが重要である。
- ・そのため、まずは郷づくりの認知度を高めることが必要であることから、郷づくりに関する情報の整理や発信などに取り組む。

❖地域に期待すること

- ・郷づくり会報の発行、配布
- ・郷づくりPR冊子等の発行、配布
- ・郷づくりホームページの活用
- ・郷づくりPRイベントへの参加
- ・出前講座等の開催機会の設定

市の支援策

◆多様な媒体の活用促進

- ・市広報での特集記事等の掲載やまちづくり講座出前編等の多様な媒体を活用して、郷づくりの周知を図る。

<例示>

- ・市広報に郷づくり特集記事等を掲載
 - ・市SNS※を活用したイベント等の告知、報告
 - ・SNSの利用促進、PRツールの増設
 - ・~~市庁舎に郷づくり情報コーナーを設置~~
 - ・~~郷づくりホームページ入力研修の開催~~
 - ・郷づくりPRイベントの開催
 - ・まちづくり講座出前編等の説明機会の拡充
- ※ソーシャル・ネットワーキング・サービス

■市広報(広報ふくつ)

令和7年度
裏表紙

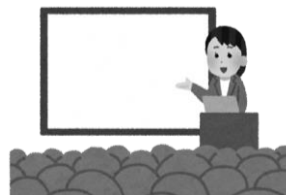
◆職員の学び直し郷づくり研修等の実施

- ・職員が、郷づくりについて理解を深めるための研修の機会を設ける。

<例示>

- ・入庁時
- ・経験年数の節目
- ・~~全市職員を対象とした郷づくり研修を実施し、職員の活動への積極的な参加を促進する。~~

- ~~・市議会議員を対象とした郷づくり研修を実施することで、郷づくり活動の周知を促進する。~~
- ~~・自治会の組長等を対象とした郷づくり研修会を実施することで、郷づくりの理解者を増やし、郷づくり活動の周知を促進する。~~



目標１－２．誰もが気軽にいきいきと参加していること

- ・地域の行事やイベントに参加することで、住民間の交流のきっかけができ、地域への関心が高まることが期待される。
- ・そのため、誰もが気軽に参加できる場づくりへの支援、参加や交流を促す環境づくりなどに取り組む。

市の支援策

◆郷づくり推進条例（仮称）に基づく実践

- ・市は郷づくりの推進を後押しするような内容を盛り込んだ条例を制定し、条例に基づいて郷づくりを推進する。

◆誰もが気軽に参加できる市民が参加する場（市が主催するイベント等）の提供

- ・自分が住む地域への関心を高め、また、地域活動への参加のハードルが下がるように、多様な市民が気軽に参加できるイベントや行事などの場を提供する。

＜例示＞

- ・取り組みの自慢大会
- ・活動報告の場
- ・活動者との交流会
- ・活動者に対する表彰

◆イベント等に対する市の備品貸し出し

- ・地域等が主体となったイベント等の開催を支援するため、必要に応じて市の備品の貸し出しを行う。



◆活動者の表彰制度の導入

- ・郷づくりをはじめとする地域で活動する人たちの意欲の高揚を図るため、活動者に対する表彰制度の導入を検討する。

◆市SNSを通じた交流

- ・地域の行事やイベント、郷づくり活動等の情報を得ることで郷づくりをより身近なものに感じてもらえるよう、市のSNSなどを活用した情報発信や交流づくりを進める。

■福津市公式LINE



■地域コミュニティ課公式 Instagram



(2) 活動内容に関する目標

目標2-1. 地域の知恵と力が生かされていること

- ・多くの地域住民が参加するには、一人一人が持つ経験や能力を生かすことができ、やりがいを感じることができる活動とすることが重要である。
- ・活動の持続性を確保するには、活動による効果を多くの地域住民が享受でき、広く共感を得られる活動とすることが重要である。
- ・そのため、~~誰もが参画しやすい仕組みづくりの支援、地域住民のスキルアップにつながるまちづくり講座出前編の充実、~~市職員の地域活動研修などに取り組む。

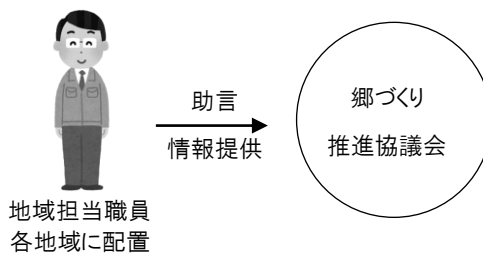
❖地域に期待すること

- ・~~誰もが参画しやすい仕組みづくりまちづくり講座出前編の積極的な活用~~と担い手づくり
- ・地域住民に広く共感を得られる活動内容の設定
- ・~~地域内の人材バンク(サポーター)制度の導入~~

市の支援策

◆地域担当職員制度の継続

- ・部課長級の市職員を職務の一環で各地域に配置して、郷づくり活動への助言、情報提供等の支援を継続する。



◆~~まちづくり講座出前編の充実~~

- ・~~地域住民のニーズに的確に対応するには郷づくり活動の担い手のスキルアップが重要であることから、協議会等の意見を聞きながらまちづくり講座出前編の充実化を図る。~~

◆~~地域自治活動ハンドブック(協議会版)の作成~~

- ・~~現在、主に自治会の行政手続きを中心に作成しているハンドブックの協議会版を作成することで協議会に必要な手続き等のマニュアルとして役員引継ぎ等に役立てられるようにする。~~

◆郷づくりガイドブック等の作成及び更新

- ・普段の業務や役員引継ぎ等に役立てられるようにするため、協議会に必要な手続き等のマニュアルを作成する。

◆地域に関わる職員の役割の整理

- ・地域担当職員や研修職員として期待することや心掛けてほしいこと等を整理する。

◆外部からのアドバイスを得る機会の創出

- ・専門的なアドバイスを協議会が得られる機会を創出し、提供する。

◆若手市職員の地域活動研修制度の継続創設

- ・これからのまちづくりを担う若手職員が、郷づくり活動への理解を深めるよう、実際に活動に参加しながら行う実践型の地域活動研修制度を継続して行う。~~の創設を検討する~~

目標２－２．全地域共通の課題解決につながっていること

- ・高齢化への対応や大規模災害への対策など、住み慣れた地域で安心して住み続けるための福祉や防災（防犯）の基礎的な課題については全地域共通の対応が必要である。具体的に取り組む際は、地域の状況に応じて進めることが重要である。
- ・そのため、地域が求める安全・安心対策への支援に取り組む。

✿地域に期待すること

- ・郷づくり計画に基づく活動の策定
- ・郷づくり計画の検証や見直し
- ・防犯防災活動（児童の見守り、防犯パトロール、自主防災活動、全市一斉防災訓練など）
- ・地域支えあい制度による見守り活動（在宅の高齢者や障がい者等の平常・緊急・災害時支援）
- ・学校運営協議会への参画

市の支援策

◆郷づくり計画策定の支援

- ・協議会が主体となって、地域づくり計画の見直しによる郷づくり計画の策定を行う際に、地域担当職員等による支援を行う。

◆防犯防災活動の支援

- ・防犯防災対策は地域が主体となって活動することが重要である。市は活動に必要な物品の支給、貸与などの後方支援を行う。

<例示>

- ・物品の支給 ~~（みまもり隊ベスト等）~~
- ・防災訓練用備品貸与、消耗品支給
- ・消防署等の協力支援

◆地域支えあい登録者名簿・避難行動要支援者名簿の貸与

- ・日頃の見守りや災害時の安否確認などの避難支援が円滑にできるよう、地域支えあい登録者名簿や避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者（協議会、自治会、民生委員・児童委員）に提供する。

◆学校運営協議会の開催及びコミュニティ・スクールの推進

- ・「地域とともにある学校づくり」の取り組みが進むよう、学校運営協議会の開催及びコミュニティ・スクールの推進により学校・家庭・地域の連携の強化を図る。

◆地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置の継続

- ・地域住民が参画して学校支援活動を行う際に地域と学校の連絡・調整役となる「地域コーディネーター」 ~~のについて全小中学校での配置を継続する進める。~~

目標２－３．地域特有の課題解決につながっていること

- ・子どもが多い地域、魅力ある景観・歴史資源を有する地域など、地域によって特徴が大きく異なっていることから、地域特有の課題解決のために活動分野と内容を見直し、必要な活動を地域が主体的に選択し、自ら取り組むことが望まれる。
- ・地域特有の課題への対応は多岐にわたることから、それらに応じた~~まちづくり講座出前編の充実~~、専門部署の横断的な連携・支援体制づくりなどに取り組む。

事業例

分野	内容
子育て	アンビシャス広場 子育てサロン 子どもの居場所づくり
環境・景観	松林等保全活動 海岸・河川・道路等の清掃 自然体験活動（学習） 環境（リサイクル）啓発講座
地域交流・活性化	伝統文化・行事等の継承 イベント・交流事業の開催

※上記の事業はあくまで例で、実情に応じて地域が選択して取り組む。

市の支援策

◆若手市職員の地域活動研修制度の継続創設（再掲）

- ・これからのまちづくりを担う若手職員が、郷づくり活動への理解を深めるよう、実際に活動に参加しながら行う実践型の地域活動研修制度を継続して行う。~~の創設を検討する~~

◆~~まちづくり講座出前編の充実（再掲）~~

~~・住民のニーズに的確に対応するには郷づくり活動の担い手のスキルアップが重要であることから、協議会等の意見を聞きながらまちづくり講座出前編の充実化を図る。~~

◆地域に関わる職員の役割の整理（再掲）

- ・地域担当職員や研修職員として心掛けてほしいこと等を整理する。

◆職員の学び直し（再掲）

- ・職員が、郷づくりについて理解を深めるための研修の機会を設ける。

＜例示＞

- ・入庁時
- ・経験年数の節目

◆専門部署の連携・協力や情報提供等

- ・地域特有の課題解決が進むよう、協議会からの要請に応じて、専門部署の職員の派遣、関連する情報や技術提供等による支援を行う。

◆必須活動分野の設定の見直し

- ・~~地域の実情にあった活動を主体的に選択できるよう、4つ（福祉、防犯・防災、子育て、環境・景観）の必須分野から、全地域共通課題の2つ（福祉、防犯・防災）を必須分野とする。これまで取り組んできた分野を含め必須分野以外の分野は、地域で選択を可能とし、他分野との統合等も含めてより効果的に活動を展開するための組織再編等の検討も可能とする。~~

(3) 運営体制に関する目標

目標3-1. 自治会を基軸として各種団体と連携しながら市とのパートナーシップを深めること

- ・地域課題に継続して対応していくためには組織が安定していることが必要であり、自治会を基軸とし各種団体とも密に連携が取れる、地域を代表する住民自治組織であることが求められる。
- ・そのため、協議会の権限と財源の移譲、自治会加入の促進、郷づくりに関する審議会を常設する。~~新たな審議会の設置などに取り組む。~~

✿地域に期待すること

- ・ 交付金の配分協議、交付
- ・ 自治会加入の促進
- ・ 市との連携

市の支援策

◆一括交付金の交付

- ・協議会が地域の実情に応じて事業計画や予算を決めるため、市は一括して協議会に交付金を配分する。
- ・市から地域（協議会、自治会、各種団体など）へのお金の流れや交付目的をわかりやすくして、郷づくり地域内での活動情報の共有と連携を深め、地域活動のさらなる活性化を図る。
- ・交付金の算定において、地域間の公平性を保つような積算を行う。また、協議会が主体的に活動しやすいように交付金運用上の制約を緩和する。

〈例示〉

- ・ 交付金の使途や会計処理ルール等の見直し
- ・ 事務局員給与の上限撤廃

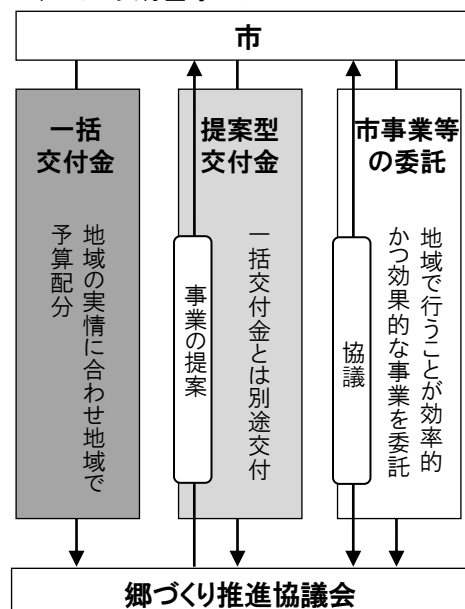
◆提案型交付金の交付

- ・市と協議会とのパートナーシップを重視して、既存の交付金とは別途、協議会の提案により市よりも地域で行うことが効率的かつ効果的な事業について交付金を交付して委ねる。

◆地域予算制度の周知

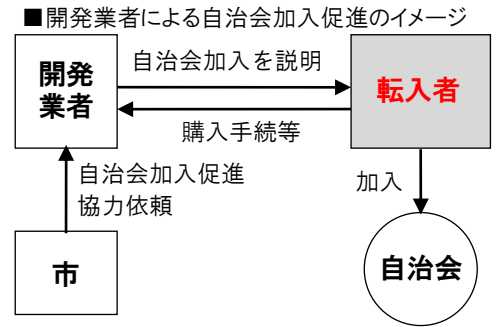
協議会が制度を活かして予算配分できるように、市は制度の趣旨を周知する。

■市からの交付金等のイメージ



◆自治会加入の促進

- ・協議会の基軸となる自治会への加入を促進するため、転入者向けの自治会加入促進チラシの配布のほか、開発業者には~~開発協議の際に購入者に対する~~自治会加入促進を依頼する。
- ・市広報や市ホームページ等の様々な媒体で自治会加入の促進に向けた情報を掲載する。
- ・自治会運営に関する困りごとに対して、解決策を収集し情報提供する。
- ・持続可能な自治会運営を行うため、外部講師による講座を開催する。



◆市事業等の委託

- ・市と協議会との協議の中で市が外注する業務のうち、地域で行うことが効率的かつ効果的な事業を委託する。

◆収益事業の解禁

- ・協議会の財源確保やモチベーション向上のため、収益事業を解禁する。解禁にあたっては、事業開始に向けた情報や学びの機会などを提供して、協議会のスムーズな事業開始を支援する。

◆附属機関（審議会等）の常設設置

- ・郷づくりを取り巻く共働のあり方や方向性や、共働の推進に向けた具体的施策を見出すため、審議会を常設する。~~郷づくりに関する新たな審議会の設置について、条例等の郷づくりの根拠法令の見直しの際に検討する。~~

目標３－２．次世代へつないでいけること

- ・郷づくりを次世代につないでいくためには、郷土愛を育みながら地域課題の解決に取り組む人材の確保が重要である。
- ・業務量が多くなり、役員や事務局の負担が増加していることや、役員が一斉に交代することなどにより、地域課題の解決に積極的に動けない状況等がみられることから、協議会活動の持続性につながる改善が必要である。
- ・地域の中だけではどうしても活動できる人材に限られるほか、活動内容がマンネリ化することで、課題解決に向けた新たな視点が不足することが懸念される。
- ・これらを踏まえ、地域内の人材育成のため、他地域の協議会との交流や**専門的なアドバイスを
得る機会の創出**~~外部からのアドバイザー~~、先進的な地域の活動内容等に関する情報提供など、次世代へつなぐことができる取り組みを進める。

✿地域に期待すること

- ・人材の確保、育成
- ・拠点の管理、運営
- ・市事業等の受託
- ・他地域の協議会との交流
- ・役員研修会等の開催
- ・協賛金等の自主財源の確保
- ・役員視察研修の実施

市の支援策

◆人材の育成等

- ・郷づくり活動の担い手の中でも、特にリーダー確保のため、人材育成に関する研修会や情報提供等を進める。

<例示>

- ・~~地域の独自策への補助金~~、地域活動講座等の開催
- ・役員研修会等への講師（~~外部からのアドバイザー等~~）派遣
- ・先進的な地域の活動内容等に関する情報提供

◆キッカケラボの事業の活用

- ・協議会が多様な人や団体とつながる機会を創出するため、キッカケラボの事業を活用する。

<例示>

- ・キッカケラボ主催講座、地域活動に関する団体やイベント等の情報提供
- ・コネクターとの相談連携
- ・地域活動に関心を持つ人と協議会をつなぐ機会の提供

◆活動環境の充実

- ・郷づくり活動が安定的かつ持続的に展開されるよう、全地域~~（宮司地区を除く）~~に整備した活動拠点を維持し、~~として郷づくり交流センターを整備（既存施設の活用を含む）し、必要~~備品等の提供（助成）を行う。また、視察研修等で使用する市バスは**回数**を**無制限**で貸出しを行う。

〈例示〉

- ~~・活動拠点の整備（既存施設の活用を含む）~~
- ・公園等の草刈等維持管理委託
- ・拠点の指定管理
- ・市公用バスの貸出

・地域住民の交流及び地域づくり活動の拠点になるように、地域交流の活性化につながる利用を促進したり、認知度向上に取り組む。

◆協議会の活動に関する「実践交流会」の開催

- ~~・実践交流会を開催して、活動分野ごとに部会長や会員等が参加して交流を行い、互いに活動の成果や課題等を共有する中で活動のスキルアップや運営のアイデアを得る。~~

◆対話の場づくり

・協議会と市の信頼関係を構築また協議会同士のつながりづくりのため、十分な対話の機会をもつ。

〈例示〉

- ・代表者会議のあり方の見直し
- ・第三者機関を活用した場の設定
- ・協議会と市との未来志向な対話の場づくり
- ・協議会同士のつながりづくり

◆協議会のより良い運営のための支援

・誰もが郷づくりに気軽に参画できる場づくりができるよう、協議会運営に対する支援を行う。

〈例示〉

- ・講座や意見交換会の開催
- ・協議会主催の講座に対する支援
- ・参画しやすい仕組みづくりの提案
- ・先進事例・統計データ等の情報提供

目標３－３．関係団体等との柔軟な連携がとれること

- ・地域の課題解決に取り組むためには、各種団体だけでなく、課題解決に関する専門的な知識やノウハウを持つ NPO や事業者などとの連携も望まれる。
- ・そのため、協議会に対して各種団体との交流・連携に向けての情報提供や庁内関係部署との調整等に取り組むほか、協議会が必要に応じて NPO や事業者などと連携できる環境づくりを進める。

✿地域に期待すること

- ・各種団体との交流、連携
- ・ NPO や事業者などとの連携

市の支援策

◆~~NPOや事業者などに関する情報提供~~

- ~~・協議会が地域特有の課題解決に取り組む際に、必要に応じて、関係するNPOや事業者などに関する情報提供を行う。~~

◆キッカケラボの事業の活用（再掲）

- ・協議会が多様な人や団体とつながる機会を創出するため、キッカケラボの事業を活用する。

〈例示〉

- ・キッカケラボ主催講座、地域活動に関する団体やイベント等の情報提供
- ・コネクターとの相談連携
- ・地域活動に関心を持つ人と協議会をつなぐ機会の提供

◆庁内関係部署から各種団体への働きかけ

- ・関係部署を通じて各種団体に呼び掛けて、~~協議会と連携するための連携会議を行うなどして、~~協議会と各種団体の連携強化に向けた後押しを行う。

5. 郷づくり計画の策定の考え方

- ・郷づくり地域がそれぞれの「郷づくり計画」を策定する際に、参考となる策定の考え方を提案する。
- (郷づくり計画で検討する内容、郷づくり計画策定の検討体制など)

(1) 郷づくり計画策定の目的

- ・地域づくり計画を見直し、郷づくり計画として新たに策定する目的を示す。

(2) 計画の構成

1) 地域の現況と課題

- ・人口や世帯の動向など客観的な地域の現状を把握する。
- ・地域の課題を整理する。

2) 将来像

- ・現況と課題から、地域の将来のまちづくりの目標や将来像を設定する。

3) 活動分野・基本方針

- ・まちづくりの目標や将来像を実現するために取り組む活動分野及び基本方針を整理する。

[活動分野設定の見直し(提案)]

- ・「郷づくり事業に関するアンケート(平成28年3月)」の検証結果を受けて4つの必須分野の設定を改め、必須分野を「福祉」、「防犯・防災」とする。
- ・選択分野は地域ごとに選択を可能とする。これにより、地域の実情にあった活動を主体的に選択できる。
- ・これまで取り組んできた分野について、「福祉」、「防犯・防災」の必須分野以外の分野は、他分野との統合等も含めて、より効果的に活動を展開するための組織再編等の検討ができる。

□必須分野

必須分野	基本方針の例
福祉	高齢者や障がい者の生活を地域で見守る体制をつくれます 等
防犯・防災	安全で暮らしやすい生活環境を守ります 等

□選択分野

選択分野の例	基本方針の例
子育て	子育てしやすい地域をつくれます 等
環境・景観	美しい海・海岸線などの豊かな自然を守り生かします 等
文化・交流	あたたかい人付き合いや地域の歴史を守り、育みます 等

4) 取り組む主な活動

- ・基本方針に沿ってまちづくりを進めるために、これまで取り組んでいた活動（施策）の継続や統合等に加え、新規で取り組む活動など、各種の意見等を参考にしながら今後、地域で取り組む活動の整理が必要となる。

5) 計画期間

- ・計画期間は、まちづくり基本構想の計画期間の翌年（2031年（令和13年））までを基本とする。
~~第2次福津市総合計画の計画期間（2025年（平成37年））までを基本とする。~~

6) 活動目標の設定及び評価・検証方法

- ・活動目標の設定により評価・検証の仕組みを検討する。

【例】活動から重点的に取り組む活動（重点活動）を位置づけ、その活動の目標値を定める。

- ①重点活動ごとに活動目標と活動目標値を設定する。
- ②毎年度または設定した目標年度において、活動目標値に対する活動達成値を検証して達成度を算出して評価を行う。
- ③未達成の場合には、活動の継続や改善策等を検討のうえ、必要に応じて次年度以降の活動に反映して達成を図る。

①活動目標の設定（例）

分野	福祉		
基本方針	高齢者や障がい者の生活を地域で見守る体制をつくります		
重点活動	活動目標	活動目標値	
・地域支え合いマップの作成	地域全域でマップを作成	全構成自治会（10自治会）	

②活動の評価・検証（例）

分野	福祉		
基本方針	高齢者や障がい者の生活を地域で見守る体制をつくります		
重点活動	活動目標値	活動達成値	達成度
・地域支え合いマップの作成	全構成自治会（10自治会）	8自治会	80%

(3) 検討体制

1) 協議会ごとの検討体制（任意）

- ・検討体制については、協議会ごとに地域の実情に応じて検討体制を整えることができるものとする。

2) 市の支援体制

- ・計画の元となる基礎データ等の提供をはじめ、地域担当職員が積極的に支援を行う。
- ・郷づくり計画の策定、周知等にかかる費用の一部について財政的支援を検討する。

3) 計画変更の検討 検討期間

- ・これまでの各郷づくり計画期間を継続の上、郷づくり基本構想の改定内容や、地域を取り巻く社会情勢や地域課題の大きな変化に合わせて、必要に応じて計画変更する。
- ~~・検討期間は、平成 31 年 3 月末までを基本とし、平成 31 年 4 月から計画運用を目指す。~~

参考資料

(1) 郷づくり基本構想検討の経緯

1) 庁内での検討

日時	会議と主な議題
平成 28 年 8 月 25 日 (木)	第 1 回骨子検討会議 ・郷づくり基本構想「骨子」 将来像、目標について
平成 28 年 9 月 20 日 (火)	第 2 回骨子検討会議 ・郷づくり基本構想「骨子」 ①将来像、目標について ②具体的な活動、活動に対する市の支援について
平成 29 年 1 月 13 日 (金)	第 1 回素案検討会議 ・郷づくり事業の振り返り ・策定スケジュールについて ・郷づくり基本構想「素案」について ・郷づくりの今後について
平成 29 年 2 月 17 日 (金)	第 2 回素案検討会議 ・第 1 回素案検討会議での主なご意見について ・郷づくり基本構想「素案」(案)の説明 ・「郷づくりに期待する役割」について ・「郷づくりに取り組んでもらいたい活動」と「支援策」について ・「権限と財源の委譲」について

2) 郷づくり推進協議会代表者会議での検討

日時	会議と主な議題
平成 29 年 5 月 23 日 (火)	第 1 回郷づくり基本構想策定会議 ・郷づくり基本構想(仮称)素案の説明
平成 29 年 7 月 20 日 (木)	第 2 回郷づくり基本構想策定会議 ・「郷づくりの課題」の確認 ・第 3 回・第 4 回策定会議に向けたワークシートの作成について
平成 29 年 9 月 1 日 (金)	第 3 回郷づくり基本構想策定会議 ・「郷づくりの課題」の確認 ・第 3 回向けワークシートの意見反映状況について
平成 29 年 9 月 29 日 (金)	第 4 回郷づくり基本構想策定会議 ・「郷づくりの将来像」について ・「将来像を実現するために取り組む施策」について ・「郷づくり計画の策定の考え方」について
平成 29 年 11 月 10 日 (金)	第 5 回郷づくり基本構想策定会議 ・「郷づくりの将来像」について ・「郷づくり基本構想」について ・「郷づくり計画の策定の考え方」について
平成 30 年 1 月 4 日 (木) ～2 月 2 日 (金)	市民意見公募 意見 1 件

(2) 郷づくり基本構想「策定会議」会員名簿

1) 郷づくり推進協議会代表者会議委員

地域名	氏 名	役 職
勝浦地域	新海 悦生	会長
津屋崎地域	山脇 清	会長
宮司地区	坂根 康廣	会長
福間地域	中村 勝利	副会長
神興地域	掛札 剛一	会長
神興東地域	保本 周司	会長
上西郷地域	今里 幸和	会長
福間南地域	原 秀俊	会長

2) 市地域担当職員

地域名	氏 名	所 属 / 役 職
勝浦地域	徳永 章	市民部 部長
津屋崎地域	高橋 美幸	健康福祉部 部長
宮司地区	川崎 昇寿	広報秘書課 課長
福間地域	熊本 伸正	税務課 課長
神興地域	福田 慶子	会計課 課長
神興東地域	脇野 和浩	農業委員会事務局 局長
上西郷地域	横山 清香	福祉課 課長
福間南地域	増田 恭治	学校教育課 課長

福津市
郷づくり基本構想

平成 30 年 3 月

(令和 7 年 * 月改定)

発行 福津市 **地域コミュニティ課**

〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

電話 : 0940-42-1111 (代表) FAX : 0940-43-3168

URL [http : //www.city.fukutsu.lg.jp/](http://www.city.fukutsu.lg.jp/)

E-mail info@city.fukutsu.lg.jp



郷づくり基本構想